

横浜市退職者の再就職適正化に関する取組状況

横浜市退職者の外郭団体等への再就職について、令和5年7月1日時点の適正化取組状況を発表します。

取組要請：外郭団体を対象として取組を要請し、未達成外郭団体は団体名を公表する。

その他関係団体や区民利用施設協会などにも取組への理解と協力を求める。

調査対象：常勤の役職員として外郭団体(35団体)・関係団体(45団体)・区民利用施設協会(17団体)に再就職している本市退職者

調査基準日：令和5年7月1日

1 今回調査結果

	再就職ポスト数	適正化未達成	
		在職期間超過	年収超過
外郭団体	186	0 (±0)	0 (±0)
関係団体	78	3 (+1)	6 (+1)
区民利用施設協会	81	3 (-2)	0 (±0)
合計	345	6 (-1)	6 (+1)
		12 (±0)	

() は、対前年度比の増減ポスト数です。

(1) 外郭団体 (35 団体)

全 186 ポストのうち、全ポスト (100%) が適正化されています。

(2) 関係団体 (45 団体)

全 78 ポストのうち、69 ポスト (88%) が適正化されています。

- ・ 在職期間 (定年) 超過 : 3 ポスト
- ・ 年収超過 : 6 ポスト

(3) 区民利用施設協会 (17 団体)

全 81 ポストのうち、78 ポスト (96%) が適正化されています。

- ・ 在職期間 (定年) 超過 : 3 ポスト

●全団体合計

- ・ 全 345 ポストのうち 333 ポスト (97%) について、適正化が図られています。
- ・ 未達成ポストについては、引き続き適正化に努めます。

2 在職期間（定年）の適正化

●適正化基準

再就職先の団体における在職期間（定年）は、65歳に達する年度の末日までを限度とします。
ただし、副市長の場合は、退職後4年間を限度とします。

●適正化状況

- ・全345ポストのうち、6ポストを除く **339ポスト**（98%）について、適正化が図られています。
- ・外郭団体は、すべての団体において適正化が図られています。

3 年収（年収限度額）の適正化

●適正化基準

退職時職位	上限額
副市長等	900万円
区局長級	740万円
部長級	630万円
課長級	460万円
課長補佐級以下	410万円

●適正化状況

- ・全345ポストのうち、6ポストを除く **339ポスト**（98%）について、適正化が図られています。
- ・外郭団体は、すべての団体において適正化が図られています。

4 兼務の適正化

●適正化基準

2団体以上の役員の兼務（非常勤無報酬相当の場合は除く。）は行いません。

●適正化状況

- ・すべての団体において適正化が図られています。

5 退職慰労金等の適正化

●適正化基準

再就職者に対しては、退職慰労金等（同様の趣旨で支給されるものを含む。）を支給しません。

●適正化状況

- ・外郭団体及び区民利用施設協会は、すべての団体において適正化が図られています。
- ・関係団体のうち **3団体**において、退職慰労金等の制度があるため、引き続き適正化に向け理解と協力を求めます。

6 その他（適正化基準の変更について（令和6年度から適用））

地方公務員法の改正に伴い、地方公務員の定年が段階的に65歳まで引き上げられることを受け、令和6年度以降、60歳以降も市で働き続ける場合の年収との均衡を図る観点から「年収限度額」を変更します。

また、在職期間について、団体等からの求人に対し適任者不在により人材情報の提供ができない場合に限り、経過措置として一定期間の勤務延長を認めます。

お問合せ先

総務局人事課長 喜多 麻子 電話:045-671-2055